

日本教育心理学会会則

1953年7月3日 制定

'55.8.31, '59.11.1, '62.9.1, '64.10.5
'63.10.4, '74.9.26, '76.10.5, '81.8.25
'82.11.26, '88.4.1, '90.4.1, '93.10.9
'96.11.3, '98.7.19, '99.8.26, '00.4.15
'03.5.24 '05.8.21 '05.9.18 '07.9.16
10.08.28 一部改定

(名称及び事務局)

第1条 本会は日本教育心理学会と称する。

第2条 本会の事務局は当分の間東京都文京区本郷5-24-6本郷大原ビル7階に置く。

(目的及び事業)

第3条 本会は教育心理学に関する研究業績の発表を促進し、本邦における斯学の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 機関誌『教育心理学研究』および『教育心理学年報』の編集
- 2 会員の研究促進を目的とする会合（以下総会と呼ぶ）の開催
- 3 会員の研究促進を目的とするその他の会合の開催
- 4 関係有志会員の共同研究を目的とする会の設置
- 5 教育心理学に関する図書その他の出版
- 6 教育心理学に関する内外の研究の交流あつせん
- 7 会員が本会の組織運営に関して協議する会合（以下会務総会と呼ぶ）の開催
- 8 学校心理士資格の普及発展への協力
- 9 その他教育心理学の普及発展に資する諸事業

(会 員)

第5条 本会の会員は正会員、名誉会員、終身会員および賛助会員とする。

正会員は教育心理学あるいはその関連領域における研究に関心をもつ者であつて常任理事会の承認を得、所定の会費・入会金を納入した者とする。

名誉会員は本会の運営に功績のあつたもので理事が推薦し理事会において承認を得たものとする。名誉会員は正会員と同等の権利を有することができる。

終身会員は満75歳以上、かつ正会員在籍年数40年以上の正会員で、本人の申し出により理事会の承認を得たものとする。終身会員は正会員と同等の権利を有することができる。

賛助会員は本会の事業に財政的援助をなしたもので常任理事会の承認を得たものとする。ただし、賛助会員は機関誌ならびに総会において研究を発表することはできない。

(役 員)

第6条 本会の事業を運営するため次の役員を置く。

1. 理 事 長 1 名

2. 常任理事 8 名
3. 理事 若干名
4. 監事 2 名

第7条 理事は正会員、名誉会員および終身会員が互選する。ただし、理事会は総会運営のため必要と認めるとき総会主催者たる正会員を選挙によらないで期間を指定して理事に任ずることができる。理事は本会の事業運営上の責任を負う。

第8条 理事の互選によって理事長をおく。理事長は本会を代表する。

第9条 理事の互選によって常任理事8名をおく。理事長及び常任理事によって常任理事会を構成する。常任理事会は理事会の委託を受けて本会の通常の会務を執行する。

第10条 監事は正会員、名誉会員、終身会員が互選する。監事は本会の会計を監査する。

第11条 役員の任期はすべて3カ年とする。但し重任をさまたげない。

第12条 役員はすべて無給とする。

第13条 常任理事会の事務遂行を助けるために事務局をおく。事務局は事務局長1名、事務局次長1名および事務局員若干名によって構成する。

(会議)

第14条 本会の組織と運営に関する最終の決定は会務総会の議決による。定時会務総会は原則として毎年一回開催し、その他緊急の必要がある場合に臨時会務総会を開く。臨時会務総会は理事会の決議または全会員の過半数の連名による要請のあった場合理事長が召集する。

- 第15条
1. 会務総会は全会員の過半数の出席をもって成立する。ただし定足数に満たない場合は仮会務総会とする。
 2. 議事は出席者の過半数の同意をもって決定される。ただし本会の会則変更、解散については出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。
 3. 仮会務総会の場合は、その決議事項を機関誌に発表し、その後1カ月以内に会員総数の過半数が文書によって反対した時には、会務総会の決議としての効力を失うものとする。

(機関誌)

第16条 機関誌の編集に当るため理事長は理事会の議を経て編集委員を委嘱する。

第17条 機関誌『教育心理学研究』は毎年4回、『教育心理学年報』は毎年1回発行する。

(役員の解任)

第18条 役員（理事長・常任理事・理事・監事）が次の各号の一に該当するときは、理事会の理事現在数の3分の2以上の議決を経て、会務総会の出席者の3分の2以上の議決により、解任することができる。

1. 心身の故障のために職務の執行に耐えないと認められるとき。
2. 職務上の義務の違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
3. なお、理事長・常任理事の解任の場合、理事としての解任手続きも行うことができる。

(会員の資格停止・除名)

第19条 1. 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の理事現在数の3分の2以上の議決を経て、会務総会の出席者の3分の2以上の議決により、資格停止あ

るいは除名することができる。

1 本会の倫理要領に著しく違反したと認められるとき。

2 本会に著しく損害を与えたと認められるとき。

2. 会費の滞納による会員の資格停止・除名は、常任理事会で審議決定する。

(会計)

第20条 本会の経費は会員の会費・入会金・寄附または補助金等による。

第21条 正会員の会費は当分の間年額8,000円とし毎年4月末までに当該年度の会費を納入するものとする。名誉会員、終身会員からは会費を徴収しない。入会金は当分の間、2,000円とし、入会時に納入するものとする。

第22条 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

第23条 決算報告及び予算案は会務総会の承認を求めなければならない。

(附則)

本会則の施行上必要な細目は別に定める。

以 上